	項目コード	検査項目	検体量(mL)	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
糞便検査	0662	虫卵塗抹 1B010-0000-015-701	糞便1g	10	冷蔵	1~2	20 尿糞	直接塗抹法	認めず		寄生虫症
	0663	虫卵（集卵法） 1B015-0000-015-701	糞便1g	10	冷蔵	1~2	15 尿糞	集卵法	認めず		
	0674	便虫体検出 1B020-0000-015-701	糞便1g	10	冷蔵	1~2	23 尿糞	鏡検法	認めず		
	4815	便Hb・Tf（定量） 1B042-0000-015-195	糞便	9	冷蔵	1~2	56 尿糞	金コロイド比色法	ng/mL Hb測定値100未満 Tf測定値　50未満	専用容器（採便容器）に採取し冷蔵保存 採取方法はP20を参照してください。	大腸癌 直腸癌 大腸ポリープ 潰瘍性大腸炎
	0668	便ヘモグロビン（定性） 1B040-0000-015-195	糞便	9	冷蔵	1~2	37 尿糞	金コロイド比色法	(−)		
	2536	便ヘモグロビン（定量） 1B040-0000-015-195	糞便	9	冷蔵	1~2	41 尿糞	金コロイド比色法	ng/mL 100未満		
	2167	アデノウイルス抗原 5F150-1410-015-190	糞便1g	10	冷蔵	1~2	60❶ 免疫	イムノクロマト法	(−)		乳児冬季下痢症
	3039	ロタウイルス抗原 5F610-1410-015-190	糞便1g	10	冷蔵	1~2	65❶ 免疫	イムノクロマト法	(−)		ロタウイルス性胃腸炎 ロタウイルス性下痢症
	5184	便ＣＤ抗原・トキシン 5E110-0000-015-190	糞便1g	10	冷蔵	1~2	80 免疫	イムノクロマト法	抗原　:(−) トキシンA/B:(−)		クロストリジウム・ディフィシル関連下痢症(CDAD)
	3433	便中カルプロテクチン 5C235-0000-015-023	糞便1g 単独検体	10	凍結	4~7	270 ❷❸ 尿糞	FEIA法	mg/kg 50.0以下	＊1 ※01	潰瘍性大腸炎 クローン病
	4858	ノロウイルスRNA 5F630-1410-015-866	糞便2~3g(小指の先程度)	10	凍結	2~4		RT-PCR法	陰性		感染性胃腸炎

❶アデノウイルス抗原定性（糞便）とロタウイルス抗原定性（糞便）又は定量（糞便）を同時に行った場合は、主たる検査のみ算定する。

❷ア　カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が３月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ　本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はＬＡ法により、クローン病についてはＦＥＩＡ法により測定した場合に、それぞれ３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ　慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

❸ロイシンリッチα_2グリコプロテインと、カルプロテクチン（糞便）又は大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

＊１　他項目との重複依頼は避けてください。採取後３日以内にご提出ください。
（参考）臨床的カットオフ値としては、次の数値が示されています。
炎症性腸疾患と機能性腸疾患とのカットオフ値：50.0mg/kg
潰瘍性大腸炎の内視鏡的活動性評価のカットオフ値：300.0mg/kg
クローン病の内視鏡的活動性評価のカットオフ値：80.0mg/kg

[5184　便ＣＤ抗原・トキシン　測定結果の判定]

抗原	トキシンA/B	解　説
(+)	(+)	C.difficileのトキシン産生株の存在を示す
(−)	(−)	C.difficile感染症は否定的
(+)	(−)	トキシン非産生株、もしくは低感度による偽陰性、両方の可能性を考慮する。C.difficileの存在は確実なので、培養を実施し、培養コロニーを用いて、トキシン産生能を確認することが勧められている。

9 便ヘモグロビン

10 便検査用